

## 財務諸表の承認について

## 1 財務諸表の承認に係る法的根拠

- 地方独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。  
(地方独立行政法人法第34条第1項)
- 設立団体の長は、財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。(同法第34条第3項)

## 2 承認にあたっての確認内容

下記のとおり、合規性の遵守及び表示内容の適正性の観点から確認を行った。  
なお、財務諸表等の数値については、主要な計数等について確認を行った。

## (1) 合規性の遵守

確認項目	確認結果
提出期限は遵守されたか。 (法第34条第1項)	6月末日までに財務諸表等を提出した。
必要な書類は全て提出されたか。(法第34条第1項及び第2項、規則第10条)	以下の書類を提出した。 ①財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書) ②事業報告書 ③決算報告書 ④監事及び会計監査人の監査報告書
監事及び会計監査人の監査報告書に、財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか。	監事及び会計監査人の監査報告書は、適正意見表示であり、財務諸表の承認にあたり考慮すべき特段の意見はなかった。

## (2) 表示内容の適正性

確認項目	確認結果
記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか。	表示科目、会計方針、注記等について明らかな遺漏はないことを確認した。
計数は整合しているか。	計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。
書類相互間における数値の整合は取れているか。	主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。

平成26年6月13日

公立大学法人 和歌山県立医科大学  
理事長 岡村 吉隆 様

公立大学法人 和歌山県立医科大学

監事 岡本 浩 

監事 稲田 稔彦 

## 監 査 報 告 書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの業務の執行を監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告します。

### 1 監査方法の概要

私ども監事は、本学の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、事業報告書並びに財務諸表及び決算報告書について監査をしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 業務監査の結果

- ① 事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事長、副理事長及び理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実はありません。また、理事長又は副理事長と法人間の利益相反取引はありません。

#### (2) 会計監査の結果

- ① 会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- ② 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- ③ 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。

なお、剰余金の処分については、今後の業務執行において実質的に必要な大学の教育・研究・医療の質の向上などを最重点に、長期的な視点に立った判断が必要だと考えます。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 13 日

公立大学法人和歌山県立医科大学  
理事長 岡村 吉隆 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小林 礼治



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

堀 重樹



### <財務諸表監査>

当監査法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 35 条の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学の平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

### 財務諸表に対する公立大学法人の長の責任

公立大学法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために公立大学法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、公立大学法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、公立大学法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに公立大学法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす公立大学法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない公立大学法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。